|  |  |
| --- | --- |
| **平成28年11月　環境審議会答申　抜粋** | **対応状況** |
| **Ⅱ　今後の建築物の環境配慮のあり方について**  資料3-2  **１　非住宅建築物における外皮性能基準への適合について**  **（１）現状**  建築物省エネ法は、2017年度より床面積の合計が2,000㎡以上の非住宅建築物を新築・増改築しようとするときに、建築基準法と連動して、断熱性能等の外皮性能、建築設備の効率性及び再生可能エネルギーの利用を踏まえて総合化した一次エネルギー消費量に関する基準にのみ適合することを義務化する予定としている。  「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（以下「条例」という。）では、床面積の合計が2,000㎡以上の新築・増改築をしようとするときに、建築物環境計画書の届出を義務付けている。また、2015年度から国に先駆けて床面積の合計が10,000㎡以上の非住宅建築物について、一次エネルギー消費量の基準に加え、建築物の外壁、窓等の断熱化等の外皮基準の双方を満足することとしている。  **（２）課題**  建築物省エネ法においては、非住宅建築物は一次エネルギー消費量の基準適合が条件とされているが、外皮性能については適合条件とはされていないため、府条例と異なっている。  また、建築物省エネ法の義務化の対象は、既存建築物も含めた建築物全体であるため、増改築部分の床面積の増改築後の建築物の延べ面積の割合により義務化の除外規定を設けている。一方、条例の届出対象は、新築・増改築部分のみとしているため、この建築物省エネ法の除外規定を適用することは難しい。  **（３）対応の方向性**  建築物の外皮性能の向上は新築・増改築時には比較的対応が容易であるが、建築後は対応が困難であるため、外皮性能を新築・増改築時に向上させておくことは重要である。また、外皮性能の向上は、長期的なランニングコストの削減や温室効果ガスの排出抑制に加え、執務環境の向上に寄与し、電気やガス等のインフラが途絶するような災害時にも暖房時の室温低下の抑制など室内環境維持への効果を期待できる。条例は届出対象が新築・増改築の部分であることを考慮すると、新築・増改築する部分が2,000㎡以上の場合、その部分に適用すべきと考える。  よって、**これまで条例により床面積の合計が10,000㎡以上の非住宅建築物に外皮性能と一次エネルギー消費量の基準適合を義務化していたものを、建築物省エネ法の適合基準である2,000㎡以上（予定）の非住宅建築物に適用面積を拡大することが適当である。**  ただし、以下のものは、その適用を除外することが望ましい。  **建築物省エネ法第18条で規制的措置の適用除外とされているもの**  ・居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令に定める用途に供する建築物（省エネ基準のみ適用除外）  ・法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であって政令で定めるもの（条例の適用除外）  **２　住宅における省エネ基準への適合について**  **（１）現状**  大阪府内の住宅の省エネ基準適合率は、第一種特定建築物（2,000㎡以上）については、2015年度　非住宅94％に対し住宅は、13％と省エネ基準適合率が低い状況である。  **（２）課題**  条例で10,000㎡以上の非住宅建築物には、省エネ基準の適合を義務化しているが、住宅については、適用していない。  国は、2020年度には、住宅を含めてすべての建築物について適合義務化を予定している。建築物省エネ法では、住宅は現時点においては、外皮基準も必要とされている。  **（３）対応の方向性**  住宅について断熱化による外皮性能の向上は、最初にコストはかかるものの、長期的なランニングコストの削減や温室効果ガスの排出抑制に加え、長く快適に住むことができ、ヒートショックの予防等健康の維持や増進にも寄与すると考えられる。暖かい住まいが住宅内での循環器疾病の予防に繋がる。  よって、国に先駆け、特に環境負荷が大きいと考えられる、**床面積の合計が1万㎡以上かつ建築物の高さ６０ｍ超の住宅から省エネ基準への適合を義務化することが適当である。**  **３　建築物環境計画書のBEE値低下と表示制度の改善について**  **（１）現状**  建築物の環境配慮の取り組み指標である、CASBEEのBEE値は、年々低下傾向にある。  2012年から届出対象を床面積の合計が5,000㎡から2,000㎡への引き下げの影響が大きいと考えられる。  中小の建物について、環境配慮へより一層取り組むための動機付けが不足していると考えられる。  また、BEE値は府のホームページに公表されている。条例第21条（建築物環境性能表示の表示）の規定により、販売又は賃貸にかかる一定条件の広告を行う際には建築物環境性能評価結果の要旨を記載した標章（ラベル）の表示が義務付けされており、そのラベルにもBEE値に応じた星の数を表示している。  **（２）課題**  大阪府の建築物環境計画書の届出件数は、年間で概ね400件程度であるが、建築物環境性能表示の件数は、年間で概ね40件程度と限定された使用状況である。ラベル表示されているものは、実質的にマンションの販売広告に掲載するものが大半であることも関係している。  ラベリングについては、消費者の関心が低く、省エネ効果や健康などの消費者が求める情報が記載されていない。  **（３）対応の方向性**  BEE値の向上については、ラベリング制度のより一層の普及によって対応することが方向性の一つと考えられ、以下の対応が適当と考えられる。  **<ラベリング制度の改善>**   1. **工事現場にラベル掲示を義務化する。**   すべての建築物について、建設工事現場に建築物の環境性能表示のラベル表示することを義務付ける。  これにより、年間で概ね40件程度であった表示件数は、年間で概ね400件程度となり、付近を通行する住民や当該建設工事の関係者などに当該建築物の環境性能の内容を示すことができ、建築物の環境性能向上の意識が醸成されやすくなると思われる。   1. **表示内容を消費者の目線を意識したものとする。**   ・**エネルギー削減率（建物の燃費）をラベル表示に追加する。**  エネルギー削減率**（建物の燃費）**を表示することで、建築主が省エネルギーに積極的に取り組んでいることをアピールできるとともに、建築物の購入者も省エネのメリットがある建築物を選択でき、光熱費の削減など環境配慮した建築物を推進することができる。  　・大阪府重点評価の内容は、事業者が高評価を受けたくなるよう、また、**断熱性能や遮熱性能**は健康にも寄与するものと考えられるので、課題も含め引き続き検討を行う必要がある。  ・大阪府重点評価の内容は、建築物環境配慮指針で定めているが、検討した結果に基づき、同指針を見直すことが望ましい。  **４　再生可能エネルギー源利用設備の導入検討制度の改善について**  **（１）現状**  条例第16条第２項の規定により、2015年4月から検討の義務付けを行っている再生可能エネルギー利用設備の導入件数は、2015年度、太陽光発電31件、太陽熱1件、その他3件となっている。  **（２）課題**  届出件数の1割程度が導入しているが、導入しない理由のうち、最も多いのは、「費用負担大」である。  **（３）対応の方向性**  再生可能エネルギー源利用設備の設置を義務付けることは、建築物の設計の多様性が失われることや建築主の費用の負担が大きくなるため、現時点では困難と考えられる。  今後も引き続き、制度の方向性について検討していく必要がある。  **結　語**  本審議会においては、計3回の部会での審議を経て、より一層の温室効果ガス排出量の削減を目指し、今後の建築物の環境配慮のあり方として、非住宅建築物における外皮性能基準への適合、住宅における省エネ基準への適合、表示制度の改善、再生可能エネルギー源利用設備の導入検討制度の改善について検討し、本答申として取りまとめた。  非住宅建築物における外皮性能基準への適合については、これまで、大阪府では、2015年度から国に先駆けて非住宅10,000㎡以上の新築・増改築時について、一次エネルギー消費量の基準に加え、建築物の外壁、窓等の断熱化などの外皮基準の双方を満足することとしてきたところである。  この度、国は、2015年7月に建築物省エネ法を公布し、2017年度より2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築をしようとするときは、一次エネルギー消費量の基準のみでの適合を義務付けようとしている。  一方、建築物の外皮性能の向上は新築・増改築時には比較的対応が容易であるが、建築後は対応が困難であるため、外皮性能を新築・増改築時に向上させておくことは重要である。また、外皮性能の向上は、長期的なランニングコストの削減や温室効果ガスの排出抑制に加え、執務環境の向上に寄与し、エネルギーが途絶するような災害時にも暖房時の室温低下の抑制など室内環境維持への効果を期待できる。  これらのことから、全国に先駆け、建築物の性能を上げる努力として、2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築時について一次エネルギー消費量の基準に加え、外壁、窓等の断熱化などの外皮基準を満足することを提案した。  住宅における省エネ基準への適合については、断熱化による外皮性能の向上は、温室効果ガスの排出抑制に加え、長く快適に住むことができ、ヒートショックの予防等の健康にも寄与すると考えられるため、国に先駆け、環境負荷が大きい10,000㎡以上かつ60ｍ超の超高層住宅の新築・増改築時に省エネ基準への適合を義務化し、住宅の性能向上にもこれから取り組むべきである。  表示制度の改善については、人目に触れる機会の増大を図り、府民の環境配慮意識を高めるため、工事現場への表示について進めることが、重要であると考える。また、事業者が高評価を受けたくなるものとすること、エネルギー削減率の表示（建物の燃費）、健康にも寄与するものと考えられる断熱性能・遮熱性能などの表示について、課題も含め継続的に検討をお願いしたい。  再生可能エネルギーの導入件数の一層の増加については、2015年度から条例により導入検討の義務付けを行っているが、最近では、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）が推奨されており、より一層の再生可能エネルギーの導入件数の増加が予想される。今後、再生可能エネルギーだけでなく自然換気や自然光利用などのパッシブな**自然エネルギー利用**の導入促進についても検討をお願いしたい。  最後に、大阪府は国に先駆けて建築物の環境配慮への取り組みを行ってきた。今後も、国に先駆け、中長期的視点に立った建築物の環境配慮への取り組みを期待する。 | **2000㎡以上の非住宅建築物に**  **適用面積を拡大として条例改正済み**  **適用除外を追加し条例改正済み**  **左の内容の住宅の省エネ基準への適合義務化について条例改正済み**  **工事現場にラベル掲示を義務化することを条例改正済み**  **対応案の検討中**  **対応案の検討中** |